

議案第 37 号

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正について

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

少年法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。